

京都市監査基準の一部を改正する規程を公布する。

令和8年7月17日

京都市監査委員	西村義直
同	隠塚功
同	山添洋司
同	高橋一浩

京都市監査委員規程第1号

京都市監査基準の一部を改正する規程

京都市監査基準の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「同条第4項」の右に「又は法第252条の11第4項（第252条の13において準用する場合を含む。）」を加え、同条第10号中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

附 則

この規程中第4条第1号の改正規定は京都府南部地域における消防指令業務に係る事務を処理する内部組織の共同設置に関する規約（令和8年4月7日京都市告示第61号）の施行の日から、同条第10号の改正規定は令和8年9月24日から施行する。

（監査事務局）